

資料2

一宮町バリアフリー協議会設置要綱（案）

（設置）

第1条 一宮町において、特にバリアフリー化を進める地区（以下「重点整備地区」という。）を定め、高齢者や障害者をはじめ、誰もが安心して外出できるやさしいまちづくりについて、協議を行うため、一宮町バリアフリー協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- （1）重点整備地区の設定に関する事。
- （2）重点整備地区のバリアフリーに関する事。
- （3）前号に掲げるもののほか、必要と認める事項に関する事。

（委員及び委員の任期）

第3条 協議会の委員は、15人以内で構成し、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- （1）町民代表者
- （2）町内関係団体代表者
- （3）学識経験者
- （4）高齢者、障害者等関係者
- （5）町長が指名する町職員

2 前項第1号の委員は、公募によるものとし、公募方法・人数は別に定める。

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とし、公募委員においては、欠員が生じても補充しないものとする。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（招集）

第5条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は委員の半数以上が出席しなければ、開くことはできない。
- 3 第5条及び第6条の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員等は、会議に出席したときは、報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年一宮町条例第2号）の例による。

(事務局)

第8条 本会の事務局は、一宮町役場内に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成21年 2月23日から施行する。